

公益財団法人放射線影響研究所  
研究活動に関する行動規範

公益財団法人放射線影響研究所（以下「この法人」という。）は、平和的目的の下に、放射線の人に及ぼす医学的影響及びこれによる疾病を調査研究し、原子爆弾の被爆者の健康保持及び福祉に貢献するとともに、人類の保健の向上に寄与することを目的とし、研究活動を行っている。

研究活動が社会に及ぼす影響と重要性を鑑み、研究活動に関わるすべての者（就業規則第2条に規定する研究員及び一般職員、その他研究費又はこの法人の施設若しくは設備を利用して研究活動及び研究支援を行うすべての者。（以下「職員等」という。））各々が高い研究倫理を持ちながら研究を遂行する必要がある。

この法人は、健全な環境を確保し、研究活動における信頼性と公正性を担保しつつ、これを誠実に実行するため、日本学術会議が作成した「科学者の行動規範（平成25年1月25日）」を尊重し、この法人における行動規範を次のとおり定める。

## 1. 研究活動

- (1) 職員等は、研究活動において、捏造、改ざん、盗用、二重投稿、不適切なオーサーシップ\*等の不正行為は、厳に行ってはならない。また、外部の共同研究者、取引業者その他の者に対して不正行為をさせてはならない。
- (2) 職員等は、不正行為があった場合はその是正に努めなければならない。また、不正行為が現に行われ、若しくは行われることを知った時は、それを放置してはならない。
- (3) 職員等は、研究活動の透明性と信頼性を確保するために、実験や調査研究の記録等の研究資料を適切に管理・保存し、不正行為の発生を未然に防ぐ努力をする。
- (4) 職員等は、研究活動に伴う守秘義務を遵守し、研究活動の過程において知り得た個人情報の保護に努めるとともに、研究対象者の権利及び福祉の保護並びに実験動物の福祉の保護に努める。
- (5) 職員等は、研究活動にあたり、利益相反の発生に十分に注意し、利益相反によって研究における公正かつ適正な判断が損なわれたり、又は第三者から懸念が表明されたりすることのないように努める。

---

\*捏造： 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

改ざん： 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

盗用： 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を当該研究者の了解または適切な表示なく流用すること。

二重投稿： 既発表または他の学術誌等に投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。

不適切なオーサーシップ： 論文著作者が適正に公表されないこと。

日本学術会議「科学者の行動規範（平成25年1月25日）」から引用（<http://www.scj.go.jp/ja/scj/kihan/>）

- (6) 職員等は、研究活動において、互いに個人の人格と自由を尊重し、その人種、性別、社会的身分及び思想信条による差別をしてはならない。また、研究上の立場を利用したハラスメントを行ってはならない。

## 2. 研究費の使用

- (1) 職員等は、この法人が管理するすべての研究費（以下「研究費」という。）の使用において、公益財団法人としての責務を十分に自覚し、公正かつ効果的、効率的に使用しなければならない。
- (2) 職員等は、研究費の使用にあたり、関係する法令及び関係規則等を遵守するとともに、社会に対する説明責任を果たすものとする。
- (3) 職員等は、研究計画に基づき、研究費の計画的かつ適正な使用に努めるとともに、本来の用途以外の使用、虚偽の請求に基づく支出など不正及び不適切な使用を行わない。
- (4) 職員等は、研究費の使用にあたり、取引業者との関係において第三者からの疑念や不信を招くことのないよう公正に行動する。
- (5) 職員等は、研究費の不正使用がこの法人におけるすべての研究活動に深刻な影響を与えることを自覚し、不断に不正発生の要因除去に努め、別に定める「不正使用防止計画」を踏まえて行動する。

### 附 則

- 1. この行動規範の変更等については、運営委員会の承認を得るものとする。
- 2. この行動規範は平成 28 年 6 月 1 日から施行する。